

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和七年五月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

NPO法人カローレ

二 代表者の氏名

浅見 要

三 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷四百七十二番地十

四 更新後の認定の有効期間

令和七年三月六日から令和十二年三月五日まで